

平成21年第1回玉城町議会定例会会議録(第4号)

1. 招集年月日 平成21年3月6日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成21年3月16日
4. 応招議員

1番	小林一則君	2番	風口尚君
3番	山本静一君	4番	高木市郎君
5番	鈴木加奈子君	6番	東谷富雄君
7番	小林豊君	8番	中瀬信之君
9番	山口和宏君	10番	奥川直人君
11番	野口繁君	12番	川西元行君
13番	前川夫君	14番	中野勇君

5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻村修一君	副町長	坪井信義君
教育長	山口典郎君	会計管理者	森島千里君
総務課長	中郷徹君	税務住民課長	松田幸一君
生活福祉課長	林裕紀君	上下水道課長	小林一雄君
建設産業課長	前田浩三君	病院老健事務局長	田間宏紀君
教育事務局長	辻誠君	農林商工課長	田畑良和君
政策財政担当課長補佐	中村元紀君	総務担当課長補佐	田村優君
教育委員長	加藤禎一君	監査委員	松田隆生君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大南友敬君	同書記	高井美江君
同書記	中川泰成君		

10. 提出議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 議案第 3 号 玉城町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について(討論・採決)

- 第 3 . 議案第 4 号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について  
( 討論・採決 )
- 第 4 . 議案第 5 号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について ( 討論・採決 )
- 第 5 . 議案第 6 号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について ( 討論・採決 )
- 第 6 . 議案第 7 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について  
( 討論・採決 )
- 第 7 . 議案第 8 号 町税条例の一部改正について ( 討論・採決 )
- 第 8 . 議案第 9 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について  
( 討論・採決 )
- 第 9 . 議案第 10 号 玉城町介護保険条例の一部改正について ( 討論・採決 )
- 第 10 . 議案第 11 号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更の関する協議について  
( 討論・採決 )
- 第 11 . 議案第 12 号 三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について ( 討論・採決 )
- 第 12 . 議案第 13 号 三重県市町職員退職手当組合規約の変更に関する協議について ( 討論・採決 )
- 第 13 . 議案第 14 号 町道の認定について ( 討論・採決 )
- 第 14 . 議案第 15 号 平成 20 年度玉城町一般会計補正予算 ( 第 5 号 )  
( 討論・採決 )
- 第 15 . 議案第 16 号 平成 20 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 5 号 ) ( 討論・採決 )
- 第 16 . 議案第 17 号 平成 20 年度玉城町老人保健特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) ( 討論・採決 )
- 第 17 . 議案第 18 号 平成 20 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) ( 討論・採決 )
- 第 18 . 議案第 19 号 平成 20 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) ( 討論・採決 )
- 第 19 . 議案第 20 号 平成 20 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) ( 討論・採決 )
- 第 20 . 議案第 21 号 平成 20 年玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) ( 討論・採決 )
- 第 21 . 議案第 22 号 平成 20 年度玉城町病院事業会計補正予算 ( 第 2 号 )  
( 討論・採決 )

- 第 2 2 . 議案第 2 3 号 平成 2 0 年度玉城町水道事業会計補正予算 ( 第 3 号 )  
( 討論・採決 )
- 第 2 3 . 議案第 2 4 号 平成 2 0 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予  
算 ( 第 1 号 )( 討論・採決 )
- 第 2 4 . 議案第 2 5 号 平成 2 0 年度玉城町下水道事業会計補正予算 ( 第 3 号 )  
( 討論・採決 )
- 第 2 5 . 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度玉城町一般会計予算 ( 討論・採決 )
- 第 2 6 . 議案第 2 7 号 平成 2 1 年度玉城町国民健康保険特別会計予算  
( 討論・採決 )
- 第 2 7 . 議案第 2 8 号 平成 2 1 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計  
予算 ( 討論・採決 )
- 第 2 8 . 議案第 2 9 号 平成 2 1 年度玉城町老人保健特別会計予算  
( 討論・採決 )
- 第 2 9 . 議案第 3 0 号 平成 2 1 年度玉城町山村振興事業特別会計予算  
( 討論・採決 )
- 第 3 0 . 議案第 3 1 号 平成 2 1 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算  
( 討論・採決 )
- 第 3 1 . 議案第 3 2 号 平成 2 1 年度玉城町介護保険特別会計予算  
( 討論・採決 )
- 第 3 2 . 議案第 3 3 号 平成 2 1 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算  
( 討論・採決 )
- 第 3 3 . 議案第 3 4 号 平成 2 1 年度玉城町病院事業会計予算 ( 討論・採決 )
- 第 3 4 . 議案第 3 5 号 平成 2 1 年度玉城町水道事業会計予算 ( 討論・採決 )
- 第 3 5 . 議案第 3 6 号 平成 2 1 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算  
( 討論・採決 )
- 第 3 6 . 議案第 3 7 号 平成 2 1 年度玉城町下水道事業会計予算 ( 討論・採決 )
- 第 3 7 . 議案第 3 8 号 平成 2 0 年度玉城町一般会計補正予算 ( 第 6 号 )  
( 追加議案 )
- 第 3 8 . 発議第 1 号 閉会中の継続審査の申し出について ( 追加議案 )

( 午前 9 時 00 分 開会 )

議長 ( 小林一則君 ) 只今の出席議員数は 1 4 名で定足数に達しております。

よって、平成 2 1 年第 1 回玉城町議会第 4 日目の会議を開会致します  
本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

議長(小林一則君)日程第1.会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において

7番 小林 豊君            8番 中瀬信之君

の2名を指名致します。

議長(小林一則君)次に、日程第2.議案第3号 玉城町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題と致します。これより討論を行ないます。 本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより、本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第3.議案第4号 玉城町個人情報保護条例の一部改正についてを議題と致します。これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第4.議案第5号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第 5 . 議案第 6 号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論省略」 の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。よって議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第 6 . 議案第 7 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題と致します。これより討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（討論省略」 の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。よって議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第 7 . 議案第 8 号 町税条例の一部改正についてを議題と致します。

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論省略」 の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。よって議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第 8 . 議案第 9 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを議題と致します。

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第9・議案第10号 玉城町介護保険条例の一部改正についてを議題と致します。

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第10・議案第11号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議についてを議題と致します。

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第11・議案第12号 三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についてを議題と致します。

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。よって議案第 1 2 号は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第 1 2 . 議案第 1 3 号 三重県市町職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題と致します。

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。よって議案第 1 3 号は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第 1 3 . 議案第 1 4 号 町道の認定についてを議題と致します。

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。よって議案第 1 4 号は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第 1 4 . 議案第 1 5 号 平成 2 0 年度玉城町一般会計補正予算(第 5 号)ないし日程第 2 4 . 議案第 2 5 号 平成 2 0 年度玉城町下水道事業会計補正予算(第 3 号)を一括議題と致します。只今一括議題となりました各議案についてはそれぞれ予算決算常任委員会に付託され審査が終了し委員会審査報告書が提出されております、これより予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長 高木市郎君

予算決算常任委員長(高木市郎君)只今、議長より予算決算委員会審査結果

の報告を求められましたのでご報告を致します。予算決算常任委員会に付託されました議案第15号 平成20年度 玉城町一般会計補正予算(第5号)ないし、議案第25号 平成20年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第3号)についての委員会審査を、去る3月12日午前9時より第4会議室におきまして、町長、副町長、並びに教育長又関係課長、関係特名監及び関係課長補佐の出席と、議長同席のもとに委員全員出席の上審査を実施致しました。予算決算常任委員会審査は13名の委員により慎重に審査が行われました。その審査の内容につきましては、省略させて頂き後日委員会会議録をご高覧賜わりたいと思います。それでは、審査結果の報告を致します。はじめに、議案第15号 平成20年度玉城町一般会計補正予算(第5号)につきまして、質疑を終了し討論はなく、採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成20年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)につきましては、質疑を終了し討論はなく、採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成20年度玉城町老人保健特別会計補正予算(第3号)につきましては、質疑を終了し討論はなく、採決の結果挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成20年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、質疑を終了し討論はなく、採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成20年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成20年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、質疑、討論はなく採決の結果挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成20年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成20年度玉城町病院事業会計補正予算(第2号)につきましては、質疑、討論はなく採決の結果挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成20年度玉城町水道事業会計補正予算(第3号)につきましては、質疑、討論はなく採決の結果挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成20年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)につきましては、質疑を終了し、討論はなく採決の結果挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成20年度玉城町下水道事業会計補正予算(第3号)につきましては、質疑、討論はなく採決の結果挙手全員で、原案とおり可決されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告と致します。

議長(小林一則君) 以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。お諮り致します。予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって予算決算常任委員長の報告に対する質疑を省略致します。

これより各議案ごとに討論・採決を行います。

まず、議案第15号 平成20年度玉城町一般会計補正予算(第5号)の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。5番 鈴木加奈子さん  
5番(鈴木加奈子さん) 議案第15号 平成20年度玉城町一般会計補正予算に対する反対討論をさせていただきます。この予算の中には所謂、定額給付金というものが組み込まれております。これは、それなりに問題はありますがけれども家計が厳しいおりから待って見えるという状況もございますので、この点について異論を述べる気持ちはございません。ただ、通帳に振り込むという姿ですと消費拡大というようなことが組み込まれておりますようなお話を聞きますと、現金の方が良かったのではないのかなという思いもせんではございません。問題といたしますのは、そのところではなくて国保会計に向けまして3千万円のこれは、一般会計繰入というのではなく貸し付けという姿で組み込まれております。国保は20年度におきまして2割という大幅な国保料の引き上げがなされました。にもかかわらず、赤字が発生するという状況をきたしました。そこで、2年連続の赤字になると交付金の関係もありますということで、3千万の繰り入れこれも貸し付けという姿であるわけですが、私はこれを国民健康保険運営協議会におきまして皆さんのご意見を一致致しました所で、町長に対しましては一般会計からの繰り入れをする。補填をするということ要望させて頂きました。そして、貸し付けではなぜいけないかという、この分は返還するためには、次の年21年度に或は、22年度も国保料

の引き上げということが起こってくるのではないかとということを心配したのです。2割も引き上げたのですからしばらくは据え置くというそういう対応をしてほしいという皆の願いからの提言でございます。そして、赤字が今後も発生する場合にはできるだけ一般会計からの補填でカバーするという、そしてまたもう一つは、人間ドックについてはここには書かれておりませんが、この人間ドックのことにつきましても今後も継続すること。そして余り大幅な引き上げにならないようにというそういったことにつきましても、ご提言を申しあげてきたところでございます。そういう中にありまして、各自治体の様子を見てまいりますと29市町三重県にはございますが、11市町で一般会計からの法定外繰入を致しております。度会町におきましては、一人当たり直しまして2万円を超える繰入を平成18年度に行っておりますし、名張市におきましても1万3千649円一人当たり繰入を致しております。又、南伊勢町におきましては、20年度におきましては1億円の繰入をし、一人当たりで1万2千631円というそういう繰入を致しております。これはやはり、家計の状況が脆弱な人たちの集まっております国保というそういう特長はございますので、一般会計からの繰り入れで支えるという、そういうことがこれまで行われてきているわけです。玉城町におきましては、一度も一般会計からの法定外繰入ということをしておりませんでした。これは返還を求めるといことなく法定外繰入を初めてのこととして行うという、そういう姿にしてほしいという気持ちを持っています。又、山村振興ということで例の温泉のリニューアルということで、1千万円を繰り出しするというこのことをこの補正予算の中でおこなっておりますが、この温泉施設というのは、町民のための福祉施設という観点で運営をするような方向に転換をしてほしい。他所からくる人の為に貴重な税金を費やしていくようなそういうことのないように、ましてや日本ウエルコだったのでしょうか、間違っていたら後ほど訂正させていただきますが、以前にも私は玉城町としては煮え湯を飲まされた業者でございます。人によっては温泉ができてよかったという人もありますが、形態と致しましては失敗した業者のその温泉を無理やり押し付けられたような姿でございました。だまし打ちのような思いが致しております。玉城町が温泉を作ろうと最初から希望して作ったものではなかった。業者が撤退していったそんな中で、温泉を掘った業者から頼まれて買い受けたというそういう姿でした。それをまたしてもあれは大仏山ということではないと思いますが近くで又同じ業者が温泉を掘り、そこもまた買い取りとった相手がもう事業をやらないということになった。これをまたしても押し付けられるようなそういうことが2度とあってはならないとこのように思います。温泉というものも混合してしまえばいけないので、そうなりますと別個に浴槽を造ら

んならんということにもなります。今厳しいおりでございますので、無駄なことのないようお願いをしたいということを願ひまして反対の討論に立たせて頂きました。よろしくお願ひを致します。

議長（小林一則君）次に、賛成討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって議案第15号は委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第16号 平成20年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成20年度玉城町老人保健特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成20年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成20年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成20年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成20年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成20年度玉城町病院事業会計補正予算(第2号)の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成20年度玉城町水道事業会計補正予算(第3号)の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成20年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成20年度玉城町下水道事業会計補正予算(第3号)の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第25・議案第26号 平成21年度玉城町一般会計予算ないし日程第36・議案第37号 平成21年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題と致します。只今一括議題となりました各議案についてもそれぞれ予算決算常任委員会に付託され審査が終了し委員会審査報告書が提出されております、これより予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長 高木市郎君

予算決算常任委員長(高木市郎君)只今、一括上程されました議案につきましてご報告を致します。議案第26号 平成21年度玉城町一般会計予算につきまして、質疑を終了し討論はなく、採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成21年度玉城町国民健康保険特別会計予算につきましては、質疑討論はなく採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成21年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、質疑を終了し、討論はなく採決の結果挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成21年度玉城町老人保健特別会計予算につきましては、質疑、討論はなく採決の結果挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成21年度玉城町山村振興事業特別会計予算につきましては、質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成21年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、質疑、討論はなく採決の結果挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成21年度玉城町介護保険特別会計予算につきましては、質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成21年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、質疑討論はなく、採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成21年度玉城町病院事業会計予算につきましては、質疑討論はなく採決の結果挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成21年度玉城町水道事業会計予算につきましては、質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成21年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算につきましては、質疑、討論はなく採決の結果挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成21年度玉城町下水道事業会計予算につきましては、質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手全員で、原案とおり可決されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告と致します。

議長(小林一則君) 以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。お諮り致します。予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって予算決算常任委員長の報告に対する質疑を省略致します。

これより各議案ごとに討論・採決を行います。

先ず、議案第26号 平成21年度 玉城町一般会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん)平成21年度玉城町一般会計予算に対しまして反対の討論に立たせて頂きました。町長は締めくくりの総仕上げの予算というふうに意気込んでおられたわけですが、そういう観点に立ってこの予算を見た場合にどうなんだろうかという疑問が相当残ってしまいます。まずは、

この雇用の派遣切り等で雇用が大変になっております。臨時等の非正規の職員労働者だけでなく正規の労働者についても首切りが起こるのではないかと心配されているようなそういう時でございます。そして、国でもふるさと雇用創生特別交付金或は、緊急雇用創出事業といった予算が組まれてまいりました。三重県では、先のふるさと雇用再生特別交付金が約 40 億円そして緊急雇用創出事業として 33 億円という配分があったと伺っております。そのなかで玉城町がどのような雇用促進、雇用創出の仕事に取り組むかというところが問題に、力の発揮しどころになるのではないかとこのように思います。そういう時でございますのに、玉城町ではそれに逆行致しましていわゆる民間へ、官から民へというその流れを作り出したのが小泉政権でございましたが、その勢いがまだついたままで走っているのではないかと思うような状態でございます。中学校に続き田丸小学校でも学校給食の調理の部門を委託に廻すというそういうことが、このたびの提案として出されてまいりました。これは、将来に残す大変な問題だと思います。こういう時だからこそ中学校を委託にしましたが、これを元に戻して玉城町の人たちが仕事をする場所をきちっと広げるといふ、こういう仕事こそがなさねばならぬ仕事であったのではないか。このように思うわけでございます。京セラミタ工場に対しましては町長ご就任になられましてから、大変大きな金額に膨れ上げ、当初は 1 億円という話だったのです。後の 1 億円は県から出させるということで先の町長はお話をなさっておられましたのに、なんとその 3 倍を超える 3 億円というお金をつぎ込むというこういうことをなされたのが辻村町長でございました。あの時代は大きくお金を儲けていた時でもございましたし、そういうところへ貴重な町民の税金をつぎ込むべきではないということを私は主張してまいったところですが、今日のような状況がまいりましてやはりそれだけの支出をしてございます。また、他の会社にあたりまして土地の購入に職員の皆さんがお骨折りをいただいたり、とかということで町内の企業はそれぞれにいろんな形で自治体が協力をしてまいったところでございます。もちろん、玉城町の人たちも働く場所としてよかったですでございますが、それだけに私は昨年末に住民の生活を守るための緊急対策の申し入れということで町内のこの企業がどんな状況になっているのか、契約社員或は社員の解雇の状況はどうなっているのか、また、町内の商店や下請け企業そういったところはどんな状態になっているのか。それで必要と思われるものは速やかな救済処置を講じられるようにということで、申し入れを致しました。ところがその回答の中に具体的なものは何ら示されておらず、特にその対応というものが何も記されてなかったということにはとても私はびっくりしたところでございます。そして、このたびの一般会計が組まれてまいりました。もちろん 20

年度の最終補正は先程も出されてまいりましたが、その中でも緊急対策としての窓口もつくり玉城町はどうなっているんだろうと、そういう思いが致しております。そしてあげくの果てには学校給食を民間委託というふうなことでございます。学校給食というのは特に教育の一環として行われるものでございまして、子供たちに対する食育というのは将来に亘って「健全な心身」を「豊かな人間性」を育んでいく基礎となるとした食育基本法が平成17年に施行されて、その第10条では「地方公共団体は基本理念に則り食育の推進に関し実績な施作を策定し実施する責務を有する」というふうに明記致しました。学校給食法が平成20年6月に改正されまして、法律で学校給食が食育の重要な要として位置づけられました。これは、調理する人もそして栄養士さんも又、担任の先生も一緒に取り組むべき事柄でございます。ですから、作るだけは人に任せたらそれでいい。そういうものではないのかと、このように思うわけです。働く町民の方が働く場所としても奪い、子どもの食育の問題でも過去を残すそういう状況になっています。又、保育に関しましては、町長は子育てしやすい町づくりということで公約を出しておられます。そしてこの玉城町の町長さんになられた訳ですが、このことにつきましても教育民生常任委員会では小林議員を中心に致しまして、度重なる学習会をしご提言も申し上げてまいりました。また、平成18年の12月には厚生労働省からの通知もありまして、所得に関係なく保育料は二人目は50%、第三子は9割の割引をし、1割の徴収をするということで示されておりますが未だに玉城町はこのことが実施されないでいるという。そして保育料の関係でこれは決算状況調べ等も取り寄せて調べましたが、他から比べて玉城町がそんなに沢山のお金をつぎ込んでいるというものでもないという、そういうことも明らかになってまいりました。もちろん力を入れていることは確かです。長年に亘りまして伝統的に玉城町の子供たちは、保育に欠けない子供も保育所が幼稚園という要素を兼ねているということから全員入所というふうな伝統的に良い方向がとられてまいりましたので、その点ではこれを崩さないようにしてもらいたいと思っておりますけれども改善すべき点が一杯あるのが何一つとして、5項目の提言を致しましたけれどもそれがなされていない。そしてまた、保育所建設のためのプロジェクトチームは組まれましたけれども、未だどこに建設をするかという具体的なものも何ら示されなかったという、こういう問題点もあります。また、学童保育におきましては、梅がおか児童クラブで下外城田の小学校の子供たちがお世話になっておりますけれども、この梅がおかでは20年9月1日現在で、57人という子どもの登録がでございます。確か、50人規模というのが示されていたと思っておりますが、早く下外城田小学校区にも学童を作るべきかと。そういうことで又、雇用も

広げることができるのではないかとこのように考えるところでございます。もう一つ大変な問題は障害者の自立支援法が大変障害者を苦しめる法になっておりまして、全国各地でこれは大問題になっています。ですから自治体として相当な支援をするということをしていきます。松坂市では50%を公費で負担し、大紀町におきましては全額公費で負担するということが行われております中で玉城町はまだその段階に至っておりません。ところが、障害者の医療費助成制度これにつきまして所得制限を導入するということが言われました。なぜこんな弱い立場の人たちに対して所得制限を導入しなければならないのか。それほど玉城町が緊迫しているのか。そうではないと思っています。無駄なところがあるのではないかと指摘もさせていただきました。こういったことからご提示はいただきましたけれどもぜひとも、思い止まって頂きたいと思います。又、プールは温水プールに改善したわけでもなんでもございませぬのに、親子で参りましたり親戚の子供たちと一緒に楽しむであろう町営プール、玉城町の子供、玉城町の人たちからも徴収をするというそういうことを今回提案されてまいりまして本当に驚いております。子育て支援というならば、又、コミュニケーションを大事にする町長であるならばそんな所で、お金を徴収するということは、おやめになって頂きたい。あなたに傷が付いてしまいます。そのことを申しあげまして反対討論とさせていただきます。

議長（小林一則君）次に、賛成討論の発言を許します。7番 小林豊君  
7番（小林豊君）議長の許可を得ましたので、議案第26号 平成21年度玉城町一般会計予算の賛成討論を致します。

我が国、日本は法治国家であります。以前にも申し上げましたが、議会にも法に準ずる条例、すなわちルールがあります。ただ単に反対だけではなくこのルールに則り修正をほどこし動議を出すことができます。修正動議も出さずして、ただ単なる反対は如何なものでしょうか。さて本予算に目を向けてみますと、先ほど可決されましたが明許繰越しした定額給付金等景気対策に関わる予算を実際実施する予算が繰り込まれているのを始め、景気低迷の中、財政状況大変厳しいにもかかわらず20年度とほぼ同等の住民サービスを行うべく創意工夫された当初予算だと思います。以上のような理由をもって賛成討論とさせていただきます。

議長（小林一則君）次に、反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。  
本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成21年度玉城町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成21年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成21年度玉城町老人保健特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成21年度玉城町山村振興事業特別会計予算の討論

を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成21年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成21年度玉城町介護保険特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成21年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。  
本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成21年度玉城町病院事業会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。  
本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成21年度玉城町水道事業会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。  
本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成21年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。  
本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。よって議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成21年度玉城町下水道事業会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。よって議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(小林一則君)これより追加議案の審査を行います。

日程第37. 議案第38号 平成20年度玉城町一般会計補正予算(第6号)を議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)議案第38号 平成20年度玉城町一般会計補正予算(第6号)について提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、歳入におきまして地方消費税交付金の確定及び、町にとって有利な財源対策債の割り当てにより町債を増額しておるものでございます。このため基金繰入を減額し歳入歳出それぞれ370万3千円を追加し、予算総額を47億870万3千円とするものであります。また、年度末までの完了を予定しておりました事業の一部を翌年度に繰り越すため、繰越明許費を設定しております。なお、詳細につきましては、副町長から説明を致させます。どうぞ、よろしく願いを致します。

議長(小林一則君)副町長 坪井信義君

副町長(坪井信義君)議案第38号 平成20年度玉城町一般会計補正予算(第6号)につきまして補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

議長(小林一則君)以上で提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。

発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）教育の分野で予定が狂ったのは何なんでしょうか。

議長（小林一則君）教育長 山口典郎君

教育長（山口典郎君）この教育費の繰越明許の費用であります。奥書院の工事、それから城山に対する樹木を植えるという特にボランティアを中心に活動をさせて頂こうということで、次年度になってから募集をしていきたいと考えております。以上です。

議長（小林一則君）他にありませんか。3番 山本静一君

3番（山本静一君）先程、副町長が説明の在りました6ページの町債の補正であります。先ほど有利といわれましたがどういうことが有利なのか。その点をご説明願いたいと思います。

議長（小林一則君）政策財政担当課長補佐 中村元紀君

政策財政担当課長補佐（中村元紀君）これにつきましては、交付税措置が2分の1ございます。その分の割り当てがあり、その点の補助と同じ扱いになるかということで有利という格好で上乘せをさせて頂くということでございます。

議長（小林一則君）他に、質疑はございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

先ず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第38・発議第1号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題と致します。

議会運営委員長から委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定によりお手許に配付致しました申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮り致します。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

議長（小林一則君）これを以って今期定例会に付議された案件の審議は全て終了致しました。以上をもって、平成21年第1回玉城町議会定例会を閉会致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって今期定例会は、本日を以って閉会することに決しました。

これにて平成21年第1回玉城町議会定例会を閉会致します。

閉会にあたり町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）閉会にあたりまして、一言お礼の挨拶を申し上げます。提案を頂きました全ての議案に対しまして、原案可決を頂きましたこと厚くお礼申し上げます。会期中に頂きました貴重なご提言につきまして、今後の町政運営に生かさせて頂かなくてはいかんと考えておる次第であります。今後の町の特に、財政運営の面では大変歳入面で厳しい状況が予想されるわけでありまして、この中での行財政運営をして行かなくてはいかんわけでありまして、特に「安心の暮らし」そして「活力のある町づくり」に向けて一つひとつの施策を実行していくことに、力を入れさせて頂きたいと考えているしだいでありまして、一層の議員の皆さん方のご支援ご理解を賜りますことをお願い申し上げます。一言お礼の挨拶とさせて頂きます。ありがとうございました。

（午前10時13分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、下記に署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員